

京都安心すまい応援金（京都市子育て世帯既存住宅取得応援金）Q&A集

1. 交付対象世帯について

番号	Q	A												
①	令和6・7年度の期間限定とありますが、令和6年度に年長の子ども（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ）がいる場合、令和7年度でも事前申出（エントリー）できますか。	<p>年度ごとの判断になりますので、令和7年度は事前申出（エントリー）できません。令和7年3月31日までに事前申出（エントリー）をお願いします。</p> <p>■未就学児の年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前申出（エントリー）日</th> <th>生まれた日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年8月22日～令和7年3月31日</td> <td>平成30年4月2日以降</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日</td> <td>平成31年4月2日以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）交付申請日の期限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前申出（エントリー）日</th> <th>交付申請日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年8月22日～令和7年3月31日</td> <td>令和7年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日</td> <td>令和8年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	事前申出（エントリー）日	生まれた日	令和6年8月22日～令和7年3月31日	平成30年4月2日以降	令和7年4月1日～令和8年3月31日	平成31年4月2日以降	事前申出（エントリー）日	交付申請日	令和6年8月22日～令和7年3月31日	令和7年12月31日まで	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年12月31日まで
事前申出（エントリー）日	生まれた日													
令和6年8月22日～令和7年3月31日	平成30年4月2日以降													
令和7年4月1日～令和8年3月31日	平成31年4月2日以降													
事前申出（エントリー）日	交付申請日													
令和6年8月22日～令和7年3月31日	令和7年12月31日まで													
令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年12月31日まで													
②	父子・母子家庭でも対象ですか。	対象です。												
③	親の年齢制限・所得制限はありますか。	ありません。												
④	夫婦の共有名義で、それぞれ500万以上支払った場合、ふたりとも対象になりますか。	<p>本応援金は、世帯に対して交付するものです。応援金の申請手続きは、住宅の購入及びリフォーム工事の契約者が行っていただくこととなりますが、共有名義の場合はどちらか一方で申請を行ってください。また、500万円以上支払ったかどうかは、世帯※単位で判断します。</p> <p>※ここでいう世帯は、申請者となり得る親と子で構成された世帯をいいます。例えば、親の親との共同名義の場合、親の親の支払い分を含むことはできません。</p>												
⑤	地域活動とは、具体的にどのようなことですか。	京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する、良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動を指しており、代表的な活動としては、自治会・町内会等への加入やお祭りや地藏盆等の親睦行事、環境や美化の取組、防犯や防災の取組があります。												

2-1. 交付要件（交付対象住宅）について

番号	Q	A
①	親から相続又は贈与された住宅は対象になりますか。	対象になりません。
②	店舗付き住宅は対象になりますか。	対象になります。ただし、個人名義で購入した場合に限ります。また、リフォーム工事は、住宅部分の工事を行ってください。

2-2. 交付要件（リフォーム工事）について

番号	Q	A
①	リフォーム工事の金額要件はありますか。	住環境の改善のために行う工事であれば、金額要件はありません。
②	住環境の改善のために行う工事とは、具体的にどのような工事ですか。	水まわりの設備交換や住宅内の修繕、耐震化・省エネ化の改修工事などが対象です。そのため、外構工事や店舗併用住宅の店舗部分のみを対象とした工事は除きます。 ※申請者と市内工事施工者間でリフォーム工事に係る契約（契約書や注文書・請書）を交わしていただく工事が対象になります。 ※他の改修の補助金を利用したリフォーム工事も対象になります。
③	DIYで修繕したものでも対象になりますか。	自分で修繕した場合は、対象になりません。
④	分譲マンションのリフォーム工事は対象ですか。	居住部分（専有部分）について行ったリフォーム工事は対象になります。共用部分は対象になりません。
⑤	店舗等の用途を兼ねる住宅のリフォーム工事は対象ですか。	住戸部分の工事のみが対象です。
⑥	施工事業者は、市内に事業所があればいいですか。	市内に本社機能を有する事業所が対象であり、市外に本社がある場合は対象になりません。
⑦	リフォーム工事前に転居（住みながらのリフォーム工事）してもいいですか。	リフォーム工事と転居（住民票の異動）の時期は前後しても構いません。 ただし、住宅の売買契約日以降で、リフォーム工事の契約前かつ転居前に、事前申出（エントリー）をしていただく必要があります。

3. 加算要件について

番号	Q	A
①	京町家等かどうかは何を見れば分かりますか。	京町家等かどうかは、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物で判断します。 登記簿謄本又は閉鎖謄本に建築年月日が記載されています。それでも不明であり、他に証明できる書類があればご相談ください。
②	管理計画認定マンションはどこで調べられますか。	京すまいの情報ひろば又は（公財）マンション管理センターのHPから確認できます。 ■京すまいの情報ひろばのHP ■（公財）マンション管理センターのHP

4. その他

番号	Q	A
①	インターネット以外でも申請できますか。	そういった場合は、窓口へご相談ください。